

別記様式5

| | | |
|------------------|----------------------|---|
| 被 処 分 者 | 認定証番号 | 埼玉県公安委員会 第 43-0393 号 |
| | 自動車運転代行業者の名称 又は記号 | 株式会社MIRAI(西武運転代行) |
| | 主たる営業所が所在する市町村 | 狭山市 |
| 処 分 年 月 日 | | 令和元年5月30日 |
| 処 分 内 容 | | 指示処分 |
| 処 分 理 由 | | 報告・徴収を行ったところ、自動車運転代 行業の業務の適正化に関する法律第12条 違反が判明したもの |
| 根 拠 法 令 | | 自動車運転代行業者の業務の適正化に関す る法律第12条(保険契約等締結義務違反) |
| 処分を行った都道府県 | | 埼玉県 |

別記様式5

| | | |
|------------------|----------------------|--|
| 被 処 分 者 | 認定証番号 | 埼玉県公安委員会 第 43-0400 号 |
| | 自動車運転代行業者の名称 又は記号 | 株式会社タナカ(エスエスアーバン代行) |
| | 主たる営業所が所在する市町村 | さいたま市 |
| 処分年月日 | | 令和2年5月19日 |
| 処分内容 | | 指示処分 |
| 処分理由 | | 報告・徴収を行ったところ、自動車運転代行業者の業務の適正化に関する法律第12条違反が判明したもの |
| 根拠法令 | | 自動車運転代行業者の業務の適正化に関する法律第12条(保険契約等締結義務違反) |
| 処分を行った都道府県 | | 埼玉県 |